

24,000 件のインターネット広告を監視！

205 事業者に対し、改善指導を行いました！

—令和4年度インターネット広告表示監視事業 実施報告—



東京都は、インターネット上の広告に誇大・不当な表示がないか監視を行っています。
この度、令和4年度の監視・指導結果がまとまりましたのでお知らせします。

<<監視結果>> インターネット広告監視数 24,000件
景品表示法に基づく指導 205事業者(218件の広告)

<<こんな表示には注意しましょう>>

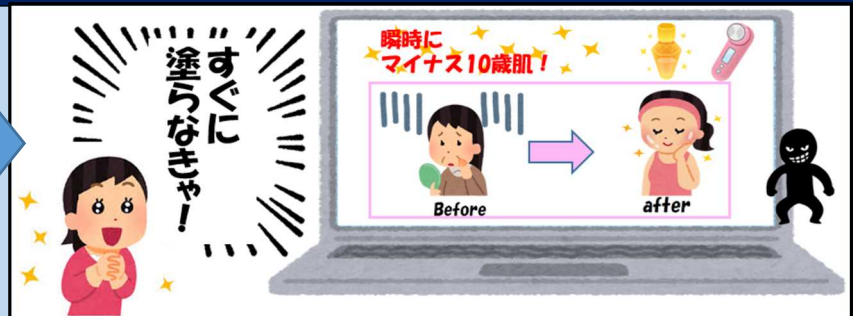
「〇〇するだけ」などの表示



商品（サプリメント等）を利用するだけで痩せるなどの効果を容易に得られるような広告もありますが、**食事制限も運動もせず、楽しく痩せることはありません。**

健康食品や化粧品、雑貨は、**薬や医療行為のように、病気を治したり、アンチエイジングなどの効果を得ることはできません。**

薬や医療行為のような効果を表示



事実に基づかない「期間限定」や「No.1」表示



期間限定セールとしながらも、その期間を過ぎた後も同価格で販売していることがあります。
商品の優良性とは無関係のイメージ調査による No.1 表示があります。

詳しくはこちらをご覧ください。



<https://www.shouhiseikatu.metro.tokyo.lg.jp/>

【問合せ先】

東京都生活文化スポーツ局 消費生活部
取引指導課 電話 03-5388-3066

<<特徴と指導件数>>

誇大な効果等をうたう広告が健康食品や雑貨に多く見受けられました。
不当な表示等を行っていた 205 事業者に対して、改善指導を行いました。

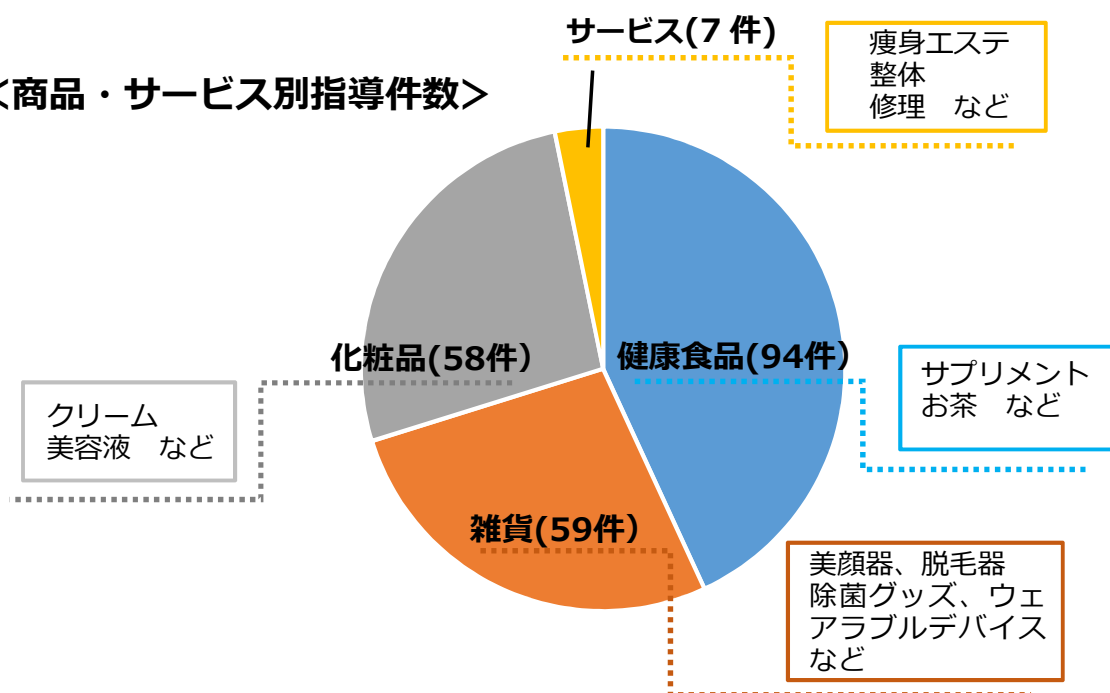
<令和4年度 指導内容別 広告件数>

指導内容	広告件数	主な商品・サービス等
優良誤認 ^(※1) のおそれ	216件	健康食品、雑貨 ^(※3) 、化粧品等
有利誤認 ^(※2) のおそれ	17件	健康食品、雑貨、化粧品等
過大な景品類提供のおそれ	0件	

(注) 複数の内容に違反する広告があるため、指導件数の合計とは一致しない。

- (※1) 優良誤認 商品やサービスの品質、規格などについて、実際のものよりも著しく優良であると一般消費者に誤認される表示
- (※2) 有利誤認 商品やサービスの価格などについて、実際のものよりも著しく有利であると一般消費者に誤認される表示
- (※3) 雑貨 美顔器、脱毛器、除菌グッズ、ウェアラブルデバイスなど

<商品・サービス別指導件数>



<<業界団体への要望等>>

この結果を受け、本日、関連の業界団体及びインターネット関係事業者(21団体)に対して、景品表示法及び関係法令の遵守について、より一層の周知を図ること等を要望するとともに、消費者庁に対して情報提供を行いました。

悪質な宣伝・広告を見つけたら、東京都の悪質事業者通報サイトに情報提供を!

悪質事業者通報サイト <https://www.shouhiseikatu.metro.tokyo.lg.jp/tsuho>



表示例と問題点

商品・サービス	表示例	問題点
健康食品	<ul style="list-style-type: none"> ・「脂肪の入口をシャットダウン」 ・「毎食前に飲むだけ!」「運動・食事制限なし!」 等、この健康食品を摂取することで、運動や食事制限をすることなく、容易に痩身効果を得られるかのように表示していた。	実際には、表示の裏付けとなる合理的な根拠を有していないおそれ (優良誤認のおそれ)
雑貨	<p>【ウェアラブルデバイス】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「メラトニン分泌のサポートによって睡眠不足を抜本的に改善!」「睡眠不足を抜本的に改善し、あなたの辛い睡眠の悩みを解決します!」 等、この商品を使用することで、容易に睡眠不足を改善することができるかのように表示していた。	実際には、表示の裏付けとなる合理的な根拠を有していないおそれ (優良誤認のおそれ)
	<p>【脱毛器】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「八週間脱毛」「再成長しません」 等、この商品を使用することで、顕著な脱毛効果を得られるかのように表示していた。	
	<p>【サンダル】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「インフルエンザウイルス等の悪玉菌を殺菌・不活性化する抗菌効果」 ・「花粉等のアレルギー分子の分解効果に加え、悪臭等の分子構造を変える消臭・防カビ効果」 等、この商品を使用することで、容易に殺菌等の効果を得られるかのように表示していた。	
化粧品	<ul style="list-style-type: none"> ・「一晩でエステ級の高保湿」「一晩で驚異の実感力」 ・「老化物質である活性酸素を短期間で驚異的に除去」「血管や細胞を若々しくする万能成分」 ・「3週間で肌年齢が7歳も若くなりました!」との体験談 等、この化粧品を使用することで、容易に若返り等の強力な美容効果を得られるかのように表示していた。	実際には、表示の裏付けとなる合理的な根拠を有していないおそれ (優良誤認のおそれ)
商品・サービス全般	<ul style="list-style-type: none"> ・「実際に使用したお客様の満足度 100%」 ・「芸能人愛用者 No. 1」 ・「〇〇史上最強」 等、競争事業者のものよりも高い評価を得ているかのように表示していた。	実際には、主張する内容が客観的に実証されていないおそれ (優良誤認のおそれ)
	<ul style="list-style-type: none"> ・「ノーベル賞受賞成分配合」 ・「世界発明賞を受賞」 等、当該商品が世界的な評価を得ているかのように表示していた。	
	<ul style="list-style-type: none"> ・「今だけ〇〇%割引」 ・「キャンペーン特別価格〇〇円」 ・「当店過去最大〇〇%OFF」 等、期間限定等の特別価格であり、今申し込めばお得であるかのように表示していた。	